

## 第44号議案

公平委員会委員の選任につき市議会の同意を求めることについて

本市の公平委員会委員に、次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、市議会の同意を求める。

平成23年7月8日提出

芦屋市長 山 中 健

記

住 所

氏 名 北 坂 隆 生

提案理由

相坂 保夫委員の任期が、平成23年8月3日をもって満了するため、次期委員を選任しようとするもの。

参 照

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(第3項から第12項まで省略)